

福祉用具貸与とは?

介護保険で要支援・要介護の認定を受けた方に対し、居宅での日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与するものです。

手すり(工事をともなわないもの) / スロープ(工事をともなわないもの) / 歩行器 / 歩行補助つえ

以下は要支援1・2および要介護1の方には原則として保険給付の対象とはなりません。

車いす(付属品含む) / 特殊寝台(付属品含む) / 床ずれ防止用具 / 体位変換器 / 認知症老人徘徊感知機器 / 移動用リフト / 自動排泄処理装置

特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)とは?

介護保険で要支援・要介護の認定を受けた方の居宅での暮らしを支えるため、必要な方に対し入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給するものです。

(支給限度基準額は同一年度で10万円)

腰掛け便座 / 入浴補助用具 / 特殊尿器 / 簡易浴槽 / 移動用リフトのつり具

◎指定を受けた「特定福祉用具販売事業所」から購入した場合に限る。

◎介護保険対象となる用具に限る。

栄養支援室とは?

国家資格を持った食・栄養のプロである“管理栄養士”がご自宅に訪問し、療養者様のお体の状態・好み・ご自宅の現状・ご家族の介護状況・経済状態などに合わせて、栄養状態や病気の改善・安定、ご本人やご家族の要望の実現、介護負担軽減のための、調理・食事介助方法・献立などのアドバイス・サポートを行うものです。



事業内容

- 訪問栄養指導(医療・介護保険)
- 高齢者・介護食・治療食等の栄養食事相談
- 福祉施設等での出張食事相談、栄養アドバイス、栄養管理業務、講習会
- 介護食等の出張調理実習事業
- 栄養改善、健康増進を図る事業
- 栄養士、他専門職スキルアップ&交流事業

福祉用具貸与・販売事業所

福祉用具・レンタル えんむすび

山形市松波5-4-23

☎ 627-6052



営業日 / 月～土曜日 午前9時～午後6時
(休日の対応も致します)

職員体制 / 管理者1名(兼務)
福祉用具専門相談員1名

ひとこと PR

今年4月にスタートしたばかりですが、より多くの方々の手助けが出来るよう、日々精進し、質の高いご提案、サービス提供を心掛けがんばって参ります。
どうぞ宜しくお願い致します。

栄養支援室

栄養支援室 ゆにしあ

山形市沼の辺町10-26

☎ 666-6244



営業日 / 月～金曜日(土曜日は不定) 午前9時～午後6時

※休日および営業時間外のご要望がある場合でも出来る限り対応させていただきます。

職員体制 / 管理栄養士2名
利用定員 / ありません

ひとこと PR

「食事の量は合っているの?」「何を食べさせたらいいのか分からない」など食に関する不安や疑問・お悩みはありませんか? 栄養支援室ゆにしあでは、ご自宅で介護をされているご家族の方の「食」に関する疑問・相談に「食の家庭教師」としてかかりつけ栄養士がお答えします。療養者様やご家族様のご希望を叶えながら、安全で楽しい食事・介護をお手伝いしたいと思っています!ご家族だけで悩まずに、まずはお気軽にお電話ください。